

意見案第7号

建設業従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書について

上記意見案を別紙のとおり富津市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年9月25日

提出者 富津市議会議員 佐久間 勇

賛成者 同 平野英男

同 高橋謙治

同 平野良一

同 石井志郎

富津市議会議長 平野明彦 様

## 建設業従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト(石綿)被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散が起これ、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国が製造業の従事者に多くの被害者を出しているのに比べ、日本では、建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材として、建設現場で使用され、国においても、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

特に建設業は重層下請け構造が多く、様々な現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もありません。

また、被害者の多くが高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者救済の速やかな対処が求められます。

よって、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決を国に要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

富津市議会議長 平野明彦

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

環境大臣

あて